

「航空法第 111 条の 6 に基づく安全報告書の公表について」 の一部改正について

令和 6 年 3 月
国土交通省航空局
安全部航空安全推進室

1. 背景

本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 103 条の 2 において輸送の安全を確保するための事項等について安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出ることとされており、当規程を作成するにあたっての指針として「安全管理システムの構築に係る一般指針」（平成 18 年 9 月 26 日国空航第 530－1 号・国空機第 661－1 号）が定められている。また、事業者は航空法第 111 条の 6 に基づき毎事業年度、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置等について安全報告書を作成しこれを公表しなければならないとされており、同報告書に必要な記載事項及び公表の方法等については、「航空法第 111 条の 6 に基づく安全報告書の公表について」（平成 18 年 9 月 26 日国空航第 530－3 号・国空機第 661－3 号）において明確化している。

令和 4 年 4 月に発生した知床遊覧船事故を受け、旅客船事業においては安全情報の提供の拡充等が必要とされ、対策が進められているところ、同様の対策が航空運送事業においても重要である。

このため、今般、現在公表を求めている安全管理規程について、その記載事項のうち公表すべき内容や、その他の旅客にも提供することが望ましいと考えられる安全情報については、安全報告書に記載することにより公表することとするため、所要の改正を行う。

2. 改正概要

安全報告書に以下について記載する旨を定める。

- （１）経営の責任者の責務及び安全統括管理者の選任の方法等、安全管理規程の記載事項の一部に係る内容
- （２）救急用具の搭載状況及び事故時の連絡体制等、旅客にも提供することが望ましいと考えられる安全情報

3. 改正案

別添のとおり

4. 今後のスケジュール

公布・適用：令和 6 年 6 月

（令和 6 年度中に提出された安全報告書については、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。）